

水防訓練

(1) 総合水防演習

全国9箇所にて、警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した大規模な総合水防演習を行います。(別紙参照)

地元企業や自治会、NPOなど多様な主体の参加とともに、見学者向けの体験コーナーの設置や分かり易い水防工法等の解説を行うことで、地域の水防意識の向上を図ります。

(2) 水防管理団体(市町村等)が行う水防訓練

全国524市町村で、水防団や消防団を対象とした水防工法の知識の取得と技術の体得のための水防工法訓練の開催が予定されています。

(3) 水防技術講習会

水防団や国土交通省職員を対象とした、河川管理施設(樋門等)や災害対策車両(排水ポンプ車等)の操作訓練等を行う水防技術講習会を、全国の94水系247河川で開催します。

洪水予報連絡会等の開催

国が水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報といった水防活動に必要な情報の伝達体制の確認をします。

水防団等と河川管理者による重要水防箇所の合同巡視

全国99水系304河川で水防団等と河川管理者が合同で巡視を行い、水防活動のうえで特に注意を要する箇所(重要水防箇所)や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の適切な水防活動を行えるよう備えます。

河川管理施設の点検等

- ・公共土木施設の経年劣化に関する懸念が高まっていることをふまえ、直轄の河川管理施設を点検し、必要な補修等を行います。
- ・許可工作物についても施設管理者に対し必要な指導監督等を行うことで、治水機能を維持します。

その他

ポスター・リーフレットの配布や政府広報(インターネットテレビ等)を通じ水防月間のPR活動を行うなど、広く国民に向け水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図ります。

水防月間とは

昭和61年の台風10号による出水の際における懸命な水防活動を契機として、水防活動が極めて重要であることが再認識されたため、昭和62年度から毎年出水期前の5月(北海道は6月)を水防月間とし、水防の重要性を国民に周知すること等を目的として各種の行事を実施しているものです。

<問合せ先>

水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室

水防調整官 福住 秀一

電話：03(5253)8111(内35452)、03(5253)8460(直通)

FAX：03(5253)1603